関大デジタルホロスタジオ描画サービス利用規約

制定　平成２７年３月１７日

第１条　関西大学先端科学技術推進機構が所管する戦略的研究基盤形成支援事業プロジェクト「コンピュータホログラフィ技術を中心とした超大規模データ処理指向コミュニケーション」（以下、「プロジェクト」）に「関大デジタルホロスタジオ」を置く。

第２条　関大デジタルホロスタジオは、コンピュータホログラフィ技術の社会への認知向上を目的とし、計算機によって合成されたホログラム（以下、「ホログラム」）の干渉縞描画サービス（以下、「描画サービス」）を提供する。本規約は、学外研究者・アーティスト等のプロジェクト外部の利用者による描画サービスの利用基準を定める。

第３条　描画サービスの利用者（以下、「利用者」）は次の項目に該当する目的で描画サービスを利用できるものとする。従って、企業・組織内部のみでの展示や研究利用、営利を目的とした利用、私的な鑑賞を目的とした利用等は認めない。

１　論文等による公開を最終目的としたディスプレイ用コンピュータホログラムの製作

２　博物館・展示会等の公開の場における展示を目的とした製作

第４条　描画サービスの利用目的を以下のとおり分類する。

１　研究利用
　コンピュータホログラフィにおける新規なアルゴリズム等によって計算したホログラムの再生像確認を目的とした利用

２　アート利用
　公開の場での展示のための作品制作を目的とした利用

第５条　利用者は描画サービスの利用に際し以下の義務を負う。

１　成果物の公開
　研究利用：原著論文、国際会議、学会での成果物の公開
　アート利用：展示会等での成果物の公開

２　成果物公開時における著作者の明示
　研究利用：論文等の共著者として１名以上の本プロジェクト学内研究者の氏名およびその所属の明示
　アート利用：共同制作者として１名以上の本プロジェクト学内研究者の氏名およびその所属の明示

３　成果物の公開を本プロジェクトに報告すること。

４　利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）研究利用又はアート利用以外の目的の利用を行わないこと
（２）営利を目的とした利用を行わないこと
（３）本描画サービスによって製作したホログラムを販売または譲渡しないこと
（４）本描画サービスによって製作したホログラムを第３者に貸与しないこと
（５）その他関大デジタルホロスタジオが禁止する事項

第６条　描画サービス利用に係る申請、審査は以下のとおりとする。

１　描画サービスの利用希望者は所定の利用申請書・誓約書を作成し本プロジェクトに提出する。

２　本プロジェクトでは、提出された利用申請書・誓約書に基づき書面審査を実施する。
利用者は申請に際し、事前に第３者の著作権を侵害していないことを確認する必要がある。
主に以下に該当する場合は、描画サービスの利用を受けられないことがある。
利用目的共通
（１）成果物の発表計画が不十分と判断される場合
（２）描画されるデータが公序良俗に反する場合
（３）描画されるデータが著作権を侵害している恐れがある場合
研究利用
（１）新規性や研究成果が期待できない場合

３　書面審査で描画サービス利用が承認された場合、利用希望者は干渉縞データを本プロジェクトに提出する。この時、再生像を予想するシミュレーション結果等のデータを添えるものとする。添付されたデータまたは本プロジェクト独自に実施したシミュレーション等で有効な再生像が確認できない場合、描画を中止する場合がある。

第７条　利用者はレーザー直接描画装置の利用料金や材料費等を負担しない。

第８条　本描画サービスによって描画した製作物の所有権は原則として関大デジタルホロスタジオに帰属するものとする。

第９条　利用者は、製作物を研究・展示目的で原則３年間借用する権利を有する。

第 10 条　関大デジタルホロスタジオと利用者の合意により必要に応じて借用期限を更新することができる。

第 11 条　利用者は干渉縞の描画パターンあるいはその元となったシーンデザイン等の著作権を保持する。

第 12 条　本プロジェクトでは本プロジェクトの成果として利用者名や描画内容を公開する場合がある。

第 13 条　本プロジェクトでは、利用者との合意に基づき、干渉縞データを再利用してホログラムを描画し、本プロジェクトの成果として展示・公開することがある。その場合、利用者と本プロジェクトの間で合意を確認する文書を交わすものとする。

第 14 条　免責事項

１　本描画サービスは利用者が用意した干渉縞の完全な描画を保証するものではない。

２　本描画サービスは、いかなる形でも描画した干渉縞から得られる再生像の品質を保証するものではない。

３　本描画サービス利用によって利用者が被ったいかなる損害についても関大デジタルホロスタジオは責を負わない。

４　意図的非意図的を問わず、利用者が描画サービス利用を通して第３者に与えた損害について、関大デジタルホロスタジオは一切その責を負わない。

５　関大デジタルホロスタジオは、本規約に違反している等の理由により、製作物の貸与または貸与更新の拒否、あるいは貸与中の製作物の返還を要請することがある。

第 15 条　本規約に定めのない事項については、別途利用者と関大デジタルホロスタジオで協議して決定するものとする。

以上